

第3章 良好な景観の形成のための 行為の制限に関する事項

第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

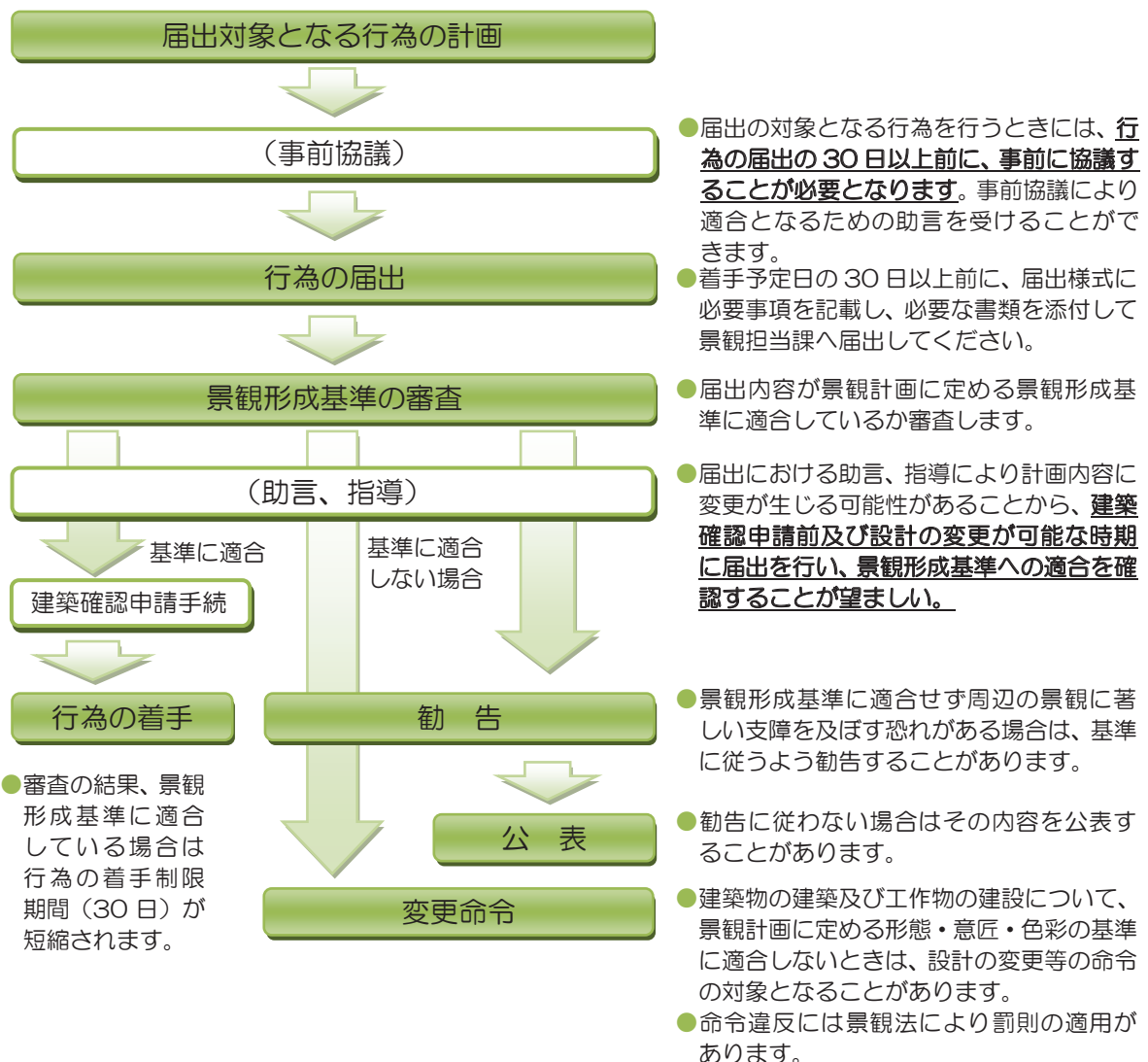
1. 届出に関する手続き

景観計画区域では、景観法第16条第1項により一定の行為について届出を行わなければならないものであり、届出対象行為として、法で定めるもののほか、条例で定めべき行為及びそれぞれの対象行為ごとの景観形成基準を定めることとされています。

本計画において、届出対象行為は、景観への影響が大きい一定規模以上の建築物の建築等、工作物の建設等及び開発行為等を対象とします。また、白河らしさを印象づけ、白河市の景観形成を先導する取組みを進めていく景観計画重点区域においては、届出の対象となる行為を別に定めることとします。

届出対象行為が景観形成基準に適合しないと認められるものについては、設計の変更その他の必要な措置をとる旨の勧告（法第16条第3項）の対象となります。また、特定届出対象行為については、変更命令等（法第17条第1項）ができることとなっています。

【届出の流れ】



2. 景観形成の枠組み

届出対象行為と景観形成基準については、景観形成に与える影響が大きい建築・開発行為等に対する適切なコントロールを市全域において行うものです。また、景観計画重点区域等、地区レベルでのきめ細やかな景観の保全・形成を図ることが必要な地区については、届出対象行為の範囲を広げるとともに、地区特性に応じた景観形成基準を設定します。

白河市全域における区域別の届出対象行為の概要を以下に示します。

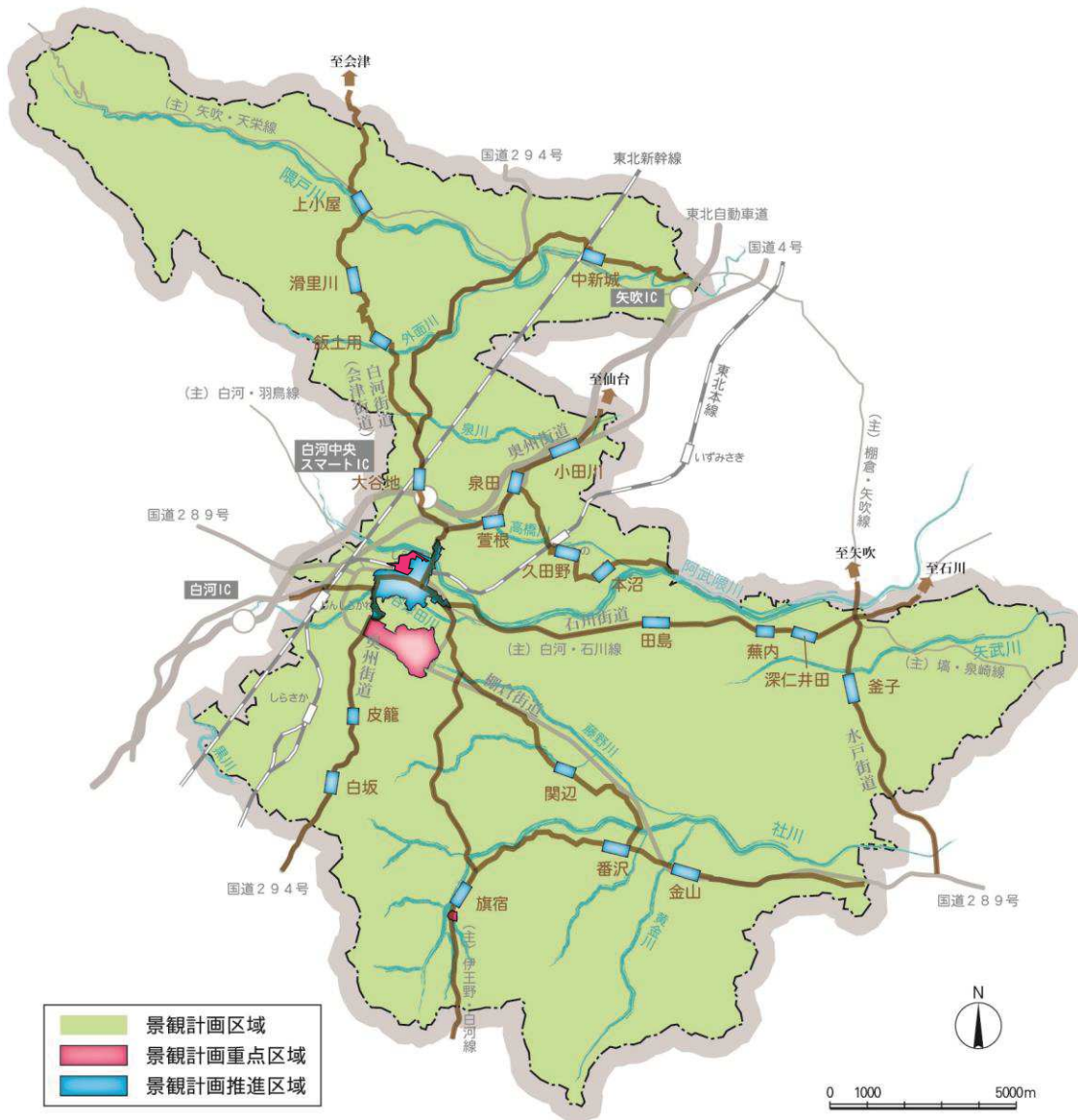


図 21 届出対象行為等の区分図

届出対象行為の概要

届出が 必要な 行為	景観計画 区域の 区分 景観計画区域 ●白河市全域	景観計画重点区域 ●小峰城跡・ 白河駅周辺地区 ●南湖公園周辺地区 ●白河関跡周辺地区	景観計画推進区域 ●城下町地区
建築物	<ul style="list-style-type: none"> 高さ 10m 以上 3 階建以上かつ延べ面積 500 m²以上 延べ面積 1,000 m²以上 	<ul style="list-style-type: none"> 建築面積または変更面積 10 m²以上 	<ul style="list-style-type: none"> 高さ 10m 以上 3 階建以上かつ延べ面積 500 m²以上 延べ面積 1,000 m²以上
工作物	<ul style="list-style-type: none"> ○擁壁、垣、さく等 <ul style="list-style-type: none"> 高さ 5m 以上 ○煙突等 <ul style="list-style-type: none"> 高さ 10m以上 ○電線路の支持物 <ul style="list-style-type: none"> 高さ 20m以上 ○高架水槽等 <ul style="list-style-type: none"> 高さ 10m以上 築造面積 1,000 m²以上 	<ul style="list-style-type: none"> ○擁壁、垣、さく等 <ul style="list-style-type: none"> 高さ 1.5m 以上 ○すべての工作物（擁壁、垣、さく等を除く） 	<ul style="list-style-type: none"> ○擁壁、垣、さく等 <ul style="list-style-type: none"> 高さ 5m 以上 ○煙突等 <ul style="list-style-type: none"> 高さ 10m以上 ○電線路の支持物 <ul style="list-style-type: none"> 高さ 20m以上 ○高架水槽等 <ul style="list-style-type: none"> 高さ 10m以上 築造面積 1,000 m²以上
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> 面積 3,000 m²以上 	<ul style="list-style-type: none"> 面積 3,000 m²以上 	<ul style="list-style-type: none"> 面積 3,000 m²以上
土地の形質の変更等	<ul style="list-style-type: none"> 面積 3,000 m²以上 高さ 5m 以上かつ長さ 10m以上の法面 	<ul style="list-style-type: none"> 面積 1,000 m²以上 高さ 1.5m 以上かつ長さ 10m以上の法面 	<ul style="list-style-type: none"> 面積 3,000 m²以上 高さ 5m 以上かつ長さ 10m以上の法面
屋外における土石等の堆積	<ul style="list-style-type: none"> 高さ 3m 以上 面積 500 m²以上 	<ul style="list-style-type: none"> 高さ 1.5m 以上 面積 250 m²以上 	<ul style="list-style-type: none"> 高さ 3m 以上 面積 500 m²以上
景観形成基準の掲載ページ	p 62～67 p 75（新白河駅周辺地区）	p 68～73	p 74（歴史的街道沿いの集落地区は、市全域における共通の景観形成基準に準じる）

3. 届出対象行為

建築物の建築等、工作物の建設等及び開発行為等のうち、届出の対象となる行為については、次のとおりとします。

また、届出の対象となる行為のすべてについて、届出の前（別に定める日）までに事前協議が必要です。

(1) 市全域における共通の届出対象行為 (事前協議が必要です)

1) 法第16条第1項第1号により届出が必要な行為

届出対象行為	規模
●建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更	●高さ10m以上 ●地階を除く階数が3以上で、かつ延べ面積500m ² 以上 ●延べ面積1,000m ² 以上

2) 法第16条第1項第2号により届出が必要な行為

届出対象行為	規模	
●工作物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更	①擁壁、垣(生垣を除く)、さく、塀その他これらに類するもの	●高さ5m以上
	②鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(⑤に掲げるものを除く)	●高さ10m以上
	③煙突、排気塔その他これらに類するもの	
	④電波塔、物見塔、風車その他これらに類するもの	
	⑤電気供給のための電線路または有線電気通信のための線路の支持物	●高さ20m以上
	⑥高架水槽、冷却塔、パラボラアンテナその他これらに類するもの	●高さ10m以上 ●築造面積が1,000m ² 以上
	⑦観覧車、ジェットコースター、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設	
	⑧コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設	
	⑨自動車の駐車のために供する立体的な施設	
	⑩石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵施設	
	⑪ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設その他これらに類する処理施設	
	⑫彫像、記念碑その他これらに類するもの	

第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

3) 法第 16 条第 1 項第 3 号により届出が必要な行為

届出対象行為	規模
●開発行為 (都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為)	●面積3,000m ² 以上

4) 法第 16 条第 1 項第 4 号により届出が必要な行為 (条例で定める行為)

届出対象行為	規模
●土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、 その他の土地の形質の変更	●面積3,000m ² 以上 ●高さ 5m以上で、かつ長さ 10m以上の法面（擁壁を含む）を生じるもの
●屋外における土石、廃棄物、再生資源 その他の物件の堆積	●高さ3m以上 ●面積 500m ² 以上

第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(2) 景観計画重点区域の届出対象行為

(事前協議が必要です)

1) 法第16条第1項第1号により届出が必要な行為

届出対象行為	規模
●建築物の新築、増築、改築または移転	●床面積の合計 10 m ² 以上
●建築物の外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更	●当該行為に係る部分の面積の合計 10 m ² 以上

2) 法第16条第1項第2号により届出が必要な行為

届出対象行為	規模	
●工作物の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更	①擁壁、垣（生垣を除く）、さく、塀その他これらに類するもの	●高さ 1.5m以上
	②鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（⑤に掲げるものを除く。）	
	③煙突、排気塔その他これらに類するもの	●すべての工作物
	④電波塔、物見塔、風車その他これらに類するもの	
	⑤電気供給のための電線路または有線電気通信のための線路の支持物	
	⑥高架水槽、冷却塔、パラボラアンテナその他これらに類するもの	
	⑦観覧車、ジェットコースター、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設	
	⑧コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設	
	⑨自動車の駐車のために供する立体的な施設	
	⑩石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵施設	
	⑪ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設その他これらに類する処理施設	
	⑫彫像、記念碑その他これらに類するもの	

3) 法第16条第1項第3号により届出が必要な行為

届出対象行為	規模
●開発行為 (都市計画法第4条第12項に規定する開発行為)	●面積3,000m ² 以上

4) 法第16条第1項第4号により届出が必要な行為（条例で定める行為）

届出対象行為	規模
●土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更	●面積1,000m ² 以上 ●高さ1.5m以上で、かつ長さ10m以上の法面（擁壁を含む）を生じるもの
●屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	●高さ1.5m以上 ●面積250m ² 以上

※白河市南湖湖畔店舗等に係る歴史的風致維持向上地区計画区域内において、土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築若しくは増築、工作物の新設、改築若しくは増築又は建築物若しくは工作物の形態意匠の変更を行う場合は、白河市南湖湖畔店舗等に係る歴史的風致維持向上地区計画内における建築物等の制限に関する条例（景観法第76条による）に基づく認定申請となり、景観法に基づく届出は不要となります。

4. 景観形成基準

良好な景観の形成に関する方針を具体化するため、景観形成基準を次のとおり定めます。

(1) 市全域における共通の景観形成基準

1) 基本事項

景観形成基準

- 届出行為の場所（以下「行為地」という。）及びその周辺地域の自然、生活、歴史等の地域特性を調査し、景観形成の目標及び課題を明確にして、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成を行うこと。
- 届出行為の計画にあたっては、自然公園法（昭和32年法律第16号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）等に基づく施策及び県の条例等に基づく景観形成に関する施策との整合を図ること。
- 届出行為は、地域の景観に著しい影響を与えることから、説明会の開催等により周辺住民との合意形成に努めること。

2) 共通事項

景観形成基準

- 行為地を選定するときは、地域の優れた景観を損なうことのないよう、かつ、主要な視点場から地域のシンボルとなる山岳、湖沼、歴史的建造物等への眺望の妨げにならないよう努めること。
- 行為地内に複数の建築物、工作物、屋外駐車場等を設ける場合には、施設間の調和に配慮すること。
- 行為地内には、できる限り地域の優れた景観を眺望できる快適な空間を視点場として整備するよう努めること。
- 設計にあたっては、遠景、中景、近景、近接景等、異なる視点からの検討を行うよう努めること。
- 設計にあたっては、四季の変化、終日の光の変化、夜景等を考慮するよう努めること。
- 行為地内における景観を損ねている要素の修景に努めるとともに、周辺の景観を損なうこととなる必要以上のデザインを行わないこと。

3) 建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更

項目	景観形成基準
位 置	<ul style="list-style-type: none"> ● 従来の地形の改変を最小限にとどめるとともに、行為地内の優れた樹木、緑地等を保存し、建築物周辺の景観との調和に配慮した位置とする。 ● 山頂、丘陵地の頂部等の従来の自然景観を著しく変化させるような位置への配置を避ける。 ● 連続する街並み等の壁面線についての規則性がある場合を除いて、道路境界線及び隣地境界線からできる限り後退する。

第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

項目	景観形成基準						
	<ul style="list-style-type: none"> ● 歴史的建造物等の保存に努め、行為地がそれらの優れた景観資源に近接する場合は、景観の保全に配慮した位置とする。 ● 行為地が水辺に近接する場合は、水際線を遮るような位置を避け、できる限り水際線から後退する。 ● 行為地が都市部にある場合には、隣接する土地の利用形態と調和するよう歩行者に開かれたまとまりのある外部空間を創出できる位置とする。 						
規 模	<ul style="list-style-type: none"> ● 周辺の街並みや自然景観と調和するよう、建築物の分割等によって規模を調整する。 ● 行為地の周辺が樹林地である場合は、できる限り樹冠から突出しない高さとするように努める。 						
形 態	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の景観の連続性を遮断し、違和感や圧迫感を感じさせるような形態を避ける。 						
意 匠	<ul style="list-style-type: none"> ● ベランダ、バルコニー等は、建築物本体と調和したものとする等、建築物全体としてまとまりのある意匠とする。 ● 単調な大壁面による圧迫感をなくす。 ● 行為地が歴史的建造物等に近接する場合は、伝統的な意匠を継承し、またはこれと調和したものとする。 ● 歴史的な建築物の改築または修繕にあたっては、建築物の材料の一部または外壁等の意匠の一部を保存し、または再生することによって歴史的景観の保全に努める。 ● 設備機器を建築物の屋上または屋外に設置する場合は、目立たないように遮へいするか、建築物本体と調和したすっきりしたデザインとする。 ● 建築物の外壁には、施設の名称等を除き必要以上の広告及び図画等を表示しないよう努める。 ● 建築物への看板、広告幕及び広告塔の設置はできる限り避け、やむを得ず設置する場合は、規模を必要最小限にとどめるとともに、建築物及び周辺の景観との調和に努める。 ● 道路等の公共空間から見通すことのできる外壁等は、公共性の高い部分として永く親しまれ、品位のある意匠となるよう配慮する。 						
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> ● 外壁、屋根等には、けばけばしい色彩等の不快感を与える色彩を使用せず、四季を通じて周辺の街並みや自然景観と調和した落ち着いた色彩を基調とする。 ● マンセル表色系における彩度は以下のとおりとする。 ただし、アクセントカラー等の使用については、色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮し、かつ既存の町並み、又は相対的な周辺景観、周囲の環境条件及び敷地の条件等を慎重に考慮した上で、良好な景観形成に支障がないと判断される場合にはこの限りではない。 <table border="1" data-bbox="544 1570 1257 1727"> <thead> <tr> <th data-bbox="544 1570 979 1621">色相</th> <th data-bbox="983 1570 1257 1621">彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="544 1626 979 1677">R・YR・Y系</td> <td data-bbox="983 1626 1257 1677">5以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 1682 979 1727">上記以外の有彩色</td> <td data-bbox="983 1682 1257 1727">3以下</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ● 外壁、屋根等の一部に周囲の色彩と対比的な色彩を使用する場合は、周囲の色彩との調和に配慮し、対比的な色彩の面積が過大とならないよう努める。 ● 建築物に設置される設備機器及び屋上工作物並びに行為地内の屋外設備、附属工作物等の色彩は、建築物本体及び周辺の景観との調和に努める。 	色相	彩度	R・YR・Y系	5以下	上記以外の有彩色	3以下
色相	彩度						
R・YR・Y系	5以下						
上記以外の有彩色	3以下						

第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

項目	景観形成基準
素 材	<ul style="list-style-type: none"> ● 周辺の街並みや自然景観との調和に配慮した素材を使用する。 ● 行為地が優れた自然景観の中にある場合は、反射性の高い素材を使用しない。 ● 地域の自然素材または伝統的素材を使用するよう努める。 ● 行為地が歴史的建造物等に近接する場合は、歴史的建造物等に使用されている伝統的素材またはこれと調和したものを使用するよう努める。 ● 建築後、汚れや破損等によって景観を損なうことがないよう、耐久性、対候性、退色性、エイジング効果等を考慮した素材を使用する。
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物との調和を図りながら、行為地内ではできる限り緑化し、周囲にさく等を設ける場合は、生垣とするよう努める。 ● 樹姿または樹勢の優れた樹木がある場合は、保存または移植によって修景に活かすように努める。 ● 周辺の景観及び植生と調和するよう、できる限り地域に多く生育する植物から樹種を選定する。 ● 高木、中木、低木、地被植物等の構成及び配置を効果的に行う。 ● 道路等の公共空間に面する外壁等の前面については、建築物が周囲に与える圧迫感を和らげるよう、樹木の高さ及び位置に配慮しながら植栽に努める。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ● 屋外駐車場は、出入口を限定し、生垣等によって安全上支障のない範囲で道路から直接見通せないよう配慮するとともに、場内の高木の植栽に努める。 ● 屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないよう光源の種類、位置、光量及び配光特性に配慮する。 ● 行為地が都市部にある場合には、道路境界線から後退すること等により生じた空間は、道路等の公共区間と一体となった解放的な空間として整備するよう努める。 ● 行為地内における電線類は、地中化等の無電柱化に努める。

4) 工作物の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更

項目	景観形成基準
位 置	<ul style="list-style-type: none"> ● 従来の地形の改変を最小限にとどめるとともに、行為地内の優れた樹木、緑地等を保存し、工作物周辺の景観との調和に配慮した位置とする。 ● 山頂、丘陵地の頂部等の従来の自然景観を著しく変化させるような位置への配置を避ける。 ● 道路境界線及び隣地境界線からできる限り後退する。 ● 行為地が歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、その景観の保全に配慮した位置とする。 ● 行為地が水辺に近接する場合は、水際線を遮るような位置を避け、できる限り水際線から後退する。
規 模	<ul style="list-style-type: none"> ● 周辺の街並みや自然景観と調和するよう、工作物の分割等によって規模を調節する。 ● 行為地の周辺が樹林地である場合は、できる限り樹冠から突出しない高さとするように努める。

第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

項目	景観形成基準
形態	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の景観の連続性を遮断し、違和感や圧迫感を感じさせるような形態を避ける。 ● 工作物を構成する部材数を整理し、すっきりとした形態とする。
意匠	<ul style="list-style-type: none"> ● 工作物全体として秩序ある意匠とする。 ● 単調な大壁面による圧迫感をなくす。 ● 行為地が歴史的建造物等に近接する場合は、伝統的な意匠を継承し、またはこれと調和したものとする。 ● 歴史的な工作物の改築または修繕にあたっては、工作物の材料の一部または意匠の一部を保存し、または再生することによって歴史的景観の保全に努める。 ● 工作物とそれらに附属するさく等の表面には、施設の名称等を除き必要以上の広告、凶画等を行わない。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ● 工作物の表面には、けばけばしく不快感を与える高彩度の色彩を使用せず、四季を通じて周辺の街並みや自然環境と調和した落ち着いた落ち着きのある低彩度の色彩を基調とする。 ● 工作物の表面の一部に周囲の色彩と対比的な色彩を使用する場合は、周囲の色彩との調和に配慮し、対比的な色彩の面積が過大にならないように努める。 ● 工作物の支持柱はマンセル値 5YR2/1 または近似色とするよう努める。
素材	<ul style="list-style-type: none"> ● 周辺の街並みや自然景観との調和に配慮した素材を使用する。 ● 行為地が優れた自然景観の中にある場合は、反射性の高い素材を使用しない。 ● 地域の自然素材または伝統的素材を使用するよう努める。 ● 行為地が歴史的建造物等に近接する場合は、歴史的建造物等に使用されている伝統的素材またはこれと調和したものを使用するよう努める。 ● 建築後、汚れや破損等によって景観に支障が生じることがないように、耐久性、耐候性、退色性、エイジング効果等を考慮した素材を使用する。
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ● 工作物との調和を図りながら、行為地内はできる限り緑化し、周囲にさく等を設ける場合は、生垣とするよう努める。 ● 樹姿または樹勢の優れた樹木がある場合は、保存または移植によって修景に活かすように努める。 ● 周辺の景観及び植生と調和するよう、できる限り地域に多く生育する植物から樹種を選定する。 ● 高木、中木、低木、地被植物等の構成及び配置を効果的に行う。 ● 道路等の公共空間に面する壁面等の前面については、工作物が周囲に与える圧迫感を和らげるよう、樹木の高さ及び位置に配慮しながら植栽に努める。

5) 開発行為

項目	景観形成基準
土地の形状	<ul style="list-style-type: none"> ● 地形の改変をできる限り少なくし、従来の地形を活かしたものとす ● 景観形成上支障を生じる土地の不整形な分割または細分化を行わ ● ない。
土地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ● 行為地内はできる限り緑化し、周囲にさく等を設ける場合は、生垣 ● とするよう努める。 ● 樹姿または樹勢の優れた樹木がある場合は、保存または移植によっ ● て修景に活かすように努める。 ● 周辺の景観及び植生と調和するよう、できる限り地域に多く生育す ● る植物から樹種を選定する。 ● 高木、中木、低木、地被植物等の構成及び配置を効果的に行う。
法面の外観	<ul style="list-style-type: none"> ● 長大な法面または擁壁を生じさせないよう配慮する。 ● 法面は、できる限り緩やかな勾配とし、ラウンディング¹¹等によっ ● て周辺の起伏と滑らかに連続させる。 ● 周辺の植生との調和に配慮した法面の緑化を行う。 ● 擁壁は、圧迫感のある垂直擁壁を避け、できる限り低いものとする。 ● 擁壁の表面は、周辺の景観と調和し、素材の特性を活かしたものと ● するとともにできる限り緑化に努め、描画等を行わない。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 調整池の建設、埋立または干拓にあたっては、護岸、堤防等を周辺 ● の景観と調和するよう形態、素材、植栽等を工夫する。 ● 行為地内に優れた景観を形成している樹林、河川等がある場合はそ ● れらを保全し、修景に積極的に活用する。

6) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

項目	景観形成基準
遮へい	<ul style="list-style-type: none"> ● 行為地外からの出入口は、最小限に限定する。 ● 行為地の周囲への樹木の植栽等によって、周囲の道路等からの遮へ ● い措置を講じる。
跡地の形状	<ul style="list-style-type: none"> ● 長大な法面または擁壁を生じさせないよう努める。 ● 法面は、できる限り緩やかな勾配とし、ラウンディング等によっ ● て周辺の起伏と滑らかに連続させる。 ● 擁壁は、圧迫感のある垂直擁壁を避け、できる限り低いものとする。 ● 擁壁の表面は、周辺の景観と調和し、素材の特性を活かしたものと ● するとともにできる限り緑化に努め、描画等を行わない。
跡地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ● 行為を終了したところから速やかに周辺の植生と調和した緑化を ● 行う。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 主要な視点場及び主要な道路からできる限り見えにくくなるよう、 ● 掘採または採取の位置及び方法を工夫する。 ● 行為地内に優れた景観を形成している樹林、河川等がある場合はそ ● れらを保全し、修景に積極的に活用する。

¹¹ ラウンディング：盛り土や切り土で法面や法肩の両側に丸みをつけ、現地盤になだらかにすりつけること。

第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

7) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

項目	景観形成基準
集積または貯蔵の方法	<ul style="list-style-type: none">● 集積または貯蔵は、主要な視点場及び主要な道路からできる限り見えにくい位置とする。● 集積または貯蔵にあたっては、高さをできる限り低く抑え、整然と行う。
遮 へ い	<ul style="list-style-type: none">● 行為地外からの出入口は、最小限に限定する。● 行為地の周囲への樹木の植栽等によって、周囲の道路等からの遮へい措置を講じる。

(2) 景観計画重点区域等の景観形成基準

市全域の共通の景観形成基準に加えて、景観計画重点区域等において遵守すべき基準を次のとおりとします。各区域では、市全域に共通の景観形成基準とあわせて、それぞれの区域の行為の制限が適用されます。

また、城下町地区においては小峰城跡への眺望を保全するため、新白河駅周辺地区においては南湖公園から那須連峰への眺望を保全するため、建築物の高さの最高限度をそれぞれ定めます。

1) 小峰城跡・白河駅周辺地区（景観計画重点区域）

項目		景観形成基準
建築物	高さ	建築物の高さは、主要な視点場から三重櫓への眺望を保全するため以下のとおりとする。 【北地区】【駅舎地区】 ● プラットホームの屋根を超えない高さとする。 【南地区】 ● 図書館を超えない高さとする。
	配置	道路からの位置 【北地区】 ● 三重櫓、前御門等に配慮した位置とする。 【南地区】【駅舎地区】 ● 前面道路（主要地方道白河・羽鳥線、市道白河駅八竜神線）からできるだけ後退し、道路沿いにゆとりの空間を創出する。
		敷地内配置
	形態	【北地区】【南地区】 ● 城跡風致の景観に調和した形態とする。 【駅舎地区】 ● 白河駅舎の景観に調和した形態とする。
		形態意匠

第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

項目		景観形成基準
	屋上設備	● 屋上に室外機等設備機器は設置しない。やむを得ず設置する場合は、遮へい等の措置を講ずる。
	色彩	【北地区】 【南地区】 ● 三重檜等に配慮し、マンセル表色系におけるN系またはこれに近似する色彩を使用する。 【駅舎地区】 ● 白河駅舎との調和に配慮し、低彩度のものを基調とする。
	素材	● 反射性のある素材、材料を使用しない。
工作物	高さ	【北地区】 【駅舎地区】 ● プラットホームの屋根を超えない高さとする。 ● ただし、鉄道事業のための架線の支持物はこの限りではない。 【南地区】 ● 図書館を超えない高さとする。
	色彩	● 工作物を設置する場合は、周辺景観と調和する色彩とし、支持柱はマンセル値 5YR2/1 または近似色とする。
	自動販売機	● 自動販売機を設置する場合は、周辺景観と調和する色彩及び配置とする。
共通	夜間景観	● 三重檜及び白河駅舎のライトアップを阻害しないように、光の強さや色、位置等を考慮し、過剰な照明とならないようにする。
	その他	● 行為地内における電線類は、できる限り地中化等の無電柱化に努める。 ● やむを得ず設置する場合は、三重檜、前御門、白河駅舎、プラットホーム等の景観の保全に配慮した位置とする。 ● 屋外広告物の表示及び掲出にあたっては、城跡風致の景観に調和した色彩とする。

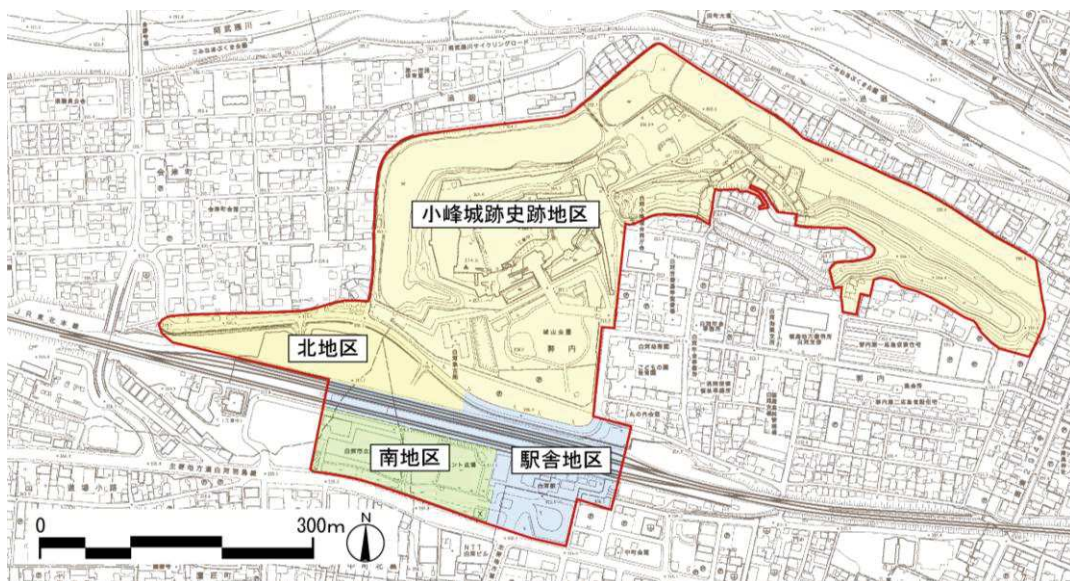


図 22 小峰城跡・白河駅周辺地区の区分図

第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

2) 南湖公園周辺地区（景観計画重点区域）

項目		景観形成基準	
建築物	高さ	建築物の高さは、千世の堤から那須連峰や鏡の山、月待山、小鹿山等への眺望を保全するため以下のとおりとする。 【南湖風致地区・風致隣接地区】 ● 8mを超えない高さとする。 【南湖上流地区】 ● 10mを超えない高さとする。	
	配置	道路からの位置	【南湖風致地区・風致隣接地区】 【南湖上流地区】 ● 前面道路から3m以上後退し、道路沿いにゆとりの空間を創出する。
		敷地内配置	【南湖風致地区・風致隣接地区】 【南湖上流地区】 ● 従来の地形の改変を最小限にとどめるとともに、行為地内の優れた樹木、緑地等を保存し、南湖周辺の景観との調和に配慮した位置とする。 ● 千世の堤からの背後稜線景観を確保した位置とする。
	形態	形態	【南湖風致地区・風致隣接地区】 【南湖上流地区】 ● 鏡の山・月待山、小鹿山等の丘陵地に配慮し、歴史遺産である南湖公園の景観に調和した形態とする。
		意匠	【南湖風致地区・風致隣接地区】 【南湖上流地区】 ● 和風のデザインを尊重し、南湖公園と調和した歴史的なモチーフを活用する等、南湖公園の歴史的風致を損なわない統一感のある意匠となるように配慮する。 ● 二方向以上に勾配している屋根とする。
		屋上設備	【南湖風致地区・風致隣接地区】 【南湖上流地区】 ● 屋上に室外機等設備機器は設置しない。やむを得ず設置する場合は、遮へい等の措置を講ずる。
	色彩	【南湖風致地区・風致隣接地区】 【南湖上流地区】 ● マンセル表色系におけるR・YR・Y系の色相は、彩度3以下とする。 ● 上記以外の有彩色の色相は、彩度2以下とする。 ● ただし、寺社仏閣に使用されるものについてはこの限りではない。	
	素材	【南湖風致地区・風致隣接地区】 【南湖上流地区】 ● 反射性のある素材、材料を使用しない。 ● ただし、主要な視点場（千世の堤、共楽亭）から望見できない場合はこの限りではない。また、寺社仏閣に使用されるものについても同様とする。	

第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

項目		景観形成基準
工作物	高さ	<p>【南湖風致地区・風致隣接地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 8mを超えない高さとする。 ● ただし、電気供給のための電線路または有線電気通信のための線路の支持物はこの限りではない。 <p>【南湖上流地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 10mを超えない高さとする。 ● ただし、電気供給のための電線路または有線電気通信のための線路の支持物はこの限りではない。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ● 工作物を設置する場合は、周辺景観と調和する色彩とし、支持柱はマンセル値 5YR2/1 または近似色とする。
	自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> ● 自動販売機を設置する場合は、周辺景観と調和する色彩及び配置とする。
共通	夜間景観	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然景観を阻害しないように、光の強さや色、位置等を考慮し、過剰な照明とならないようにする。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 屋外広告物の表示及び掲出にあたっては、南湖風致の景観に調和した色彩とする。

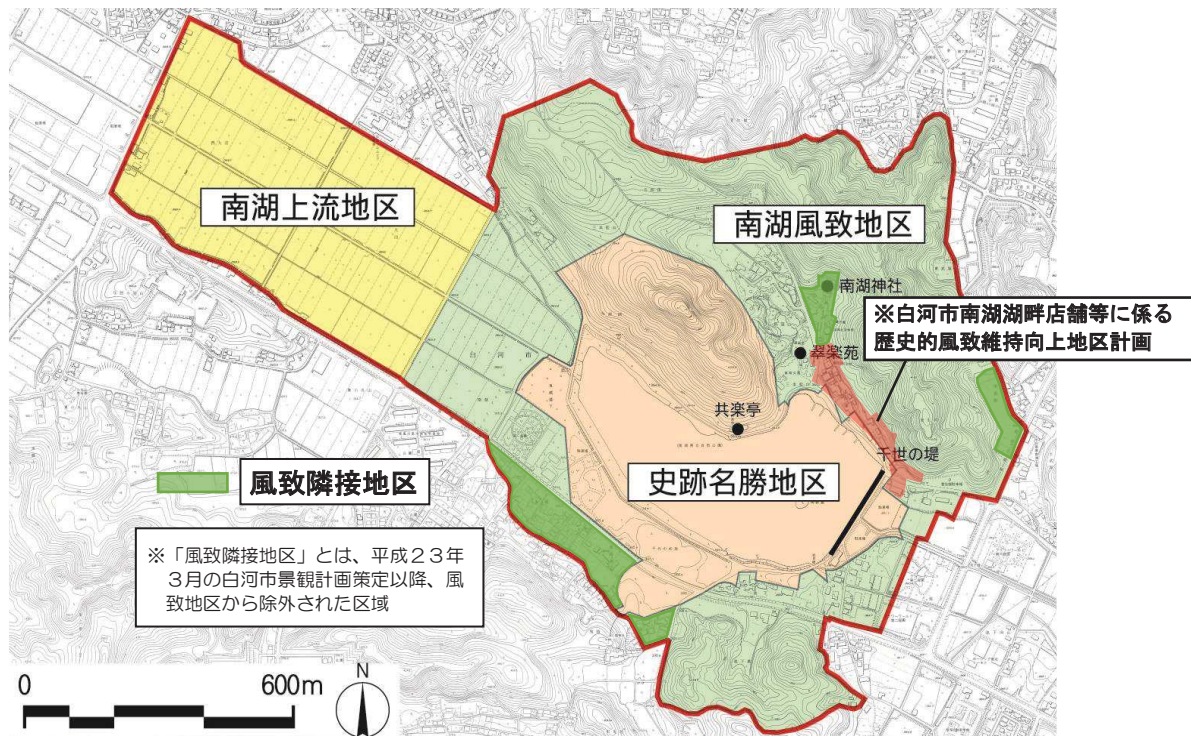


図 23 南湖公園周辺地区の区分図

※上記、地区計画区域内において、土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築若しくは増築、工作物の新設、改築若しくは増築又は建築物若しくは工作物の形態意匠の変更を行う場合は、白河市南湖湖畔店舗等に係る歴史的風致維持向上地区計画内における建築物等の制限に関する条例（景観法第76条による）に基づき認定申請となり、景観法に基づき届出は不要となります。

第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

3) 白河関跡周辺地区（景観計画重点区域）

項目		景観形成基準	
建築物	高さ	● 8.2mを超えない高さとする。	
	配置	道路からの位置	● 白河関跡へのアクセス道路である主要地方道伊王野・白河線から白河関跡への眺望に配慮した位置とする。
		敷地内配置	● 背後丘陵地の景観を阻害しない位置とする。
	形態意匠	形態	● 周辺の丘陵地に配慮し、歴史遺産である白河関跡の景観に合った形態とする。
		意匠	● 和風のデザインを尊重し、白河関跡のイメージや歴史的なモチーフを活用する等、周辺の雰囲気や歴史を損なわない統一感のある形態意匠となるように配慮する。 ● 二方向以上に勾配している屋根とする。
		屋上設備	● 屋上に室外機等設備機器は設置しない。やむを得ず設置する場合は、遮へい等の措置を講ずる。
	色彩	● マンセル表色系における R・YR・Y 系の色相は、彩度3以下とする。 ● 上記以外の有彩色の色相は、彩度2以下とする。 ● 屋根は黒・茶系を基調とする。 ● 外壁は白・茶系を基調とする。 ● ただし、寺社仏閣に使用されるものについてはこの限りではない。	
素材	● 反射性のある素材、材料を使用しない。 ● ただし、寺社仏閣に使用されるものについてはこの限りではない。		
工作物	色彩	● 工作物を設置する場合は、周辺景観と調和する色彩とし、支持柱はマンセル値 5YR2/1 または近似色とする。	
	自動販売機	● 自動販売機を設置する場合は、周辺景観と調和する色彩及び配置とする。	
共通	夜間景観	● 自然景観を阻害しないように、光の強さや色、位置等を考慮し、過剰な照明とならないようにする。	

第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

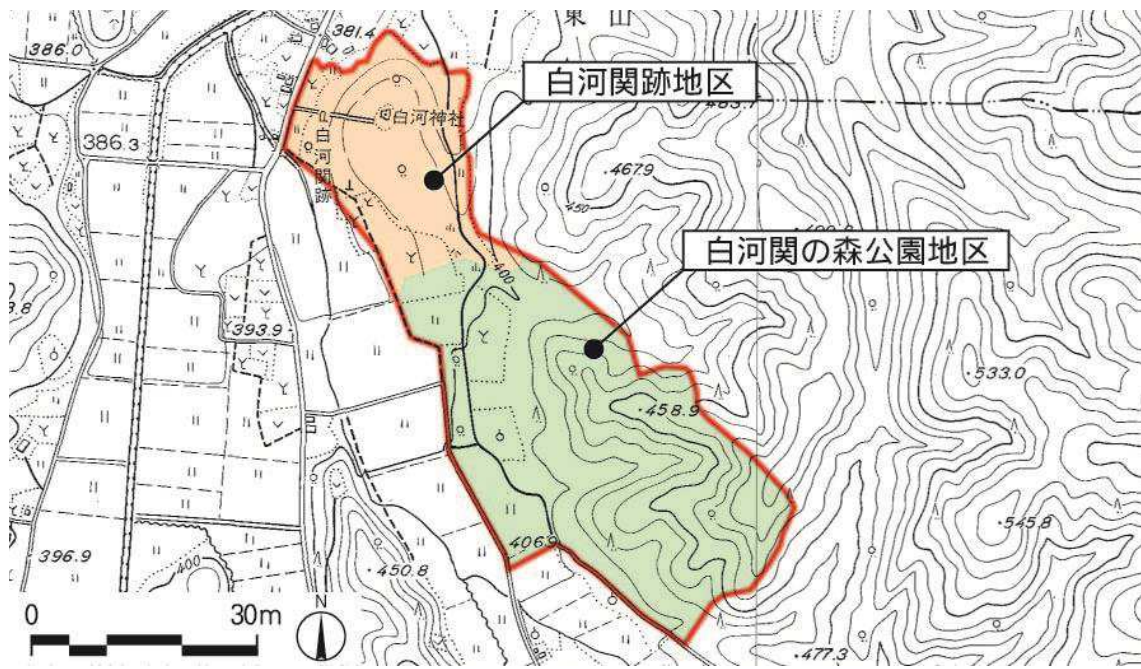


図 24 白河関跡周辺地区の区分図

第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

4) 城下町地区（景観計画推進区域）

項目		景観形成基準
建築物	高さ	建築物の高さは、主要な視点場から三重櫓への眺望を保全するため以下のとおりとする。 ● 15mを超えない高さとする。 ※ただし、景観形成に配慮し勾配屋根を設置する場合は、当該高さの制限は軒の高さまでとする。また、この場合の屋根勾配は、10分の3から10分の5までとする。
	敷地内配置	● 町屋の短冊形の敷地を活かしたデザインを工夫する。
	意匠	● 和風のデザインを尊重し、城下町のイメージや歴史的なモチーフを活用する等、城下町の雰囲気や損なわない統一感のある形態意匠となるように配慮する。 ● 二方向以上に勾配している屋根とするよう努める。
	屋上設備	● 屋上に室外機等設備機器は設置しないよう努める。やむを得ず設置する場合は、遮へい等の措置を講ずる。
	色彩	● マンセル表色系におけるR・YR・Y系の色相は、彩度4以下とする。 ● 上記以外の有彩色の色相は、彩度2以下とする。 ※ただし、寺社仏閣に使用されるものについてはこの限りではない。 ● アクセントカラー等の使用については、色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮し、かつ既存の町並み、又は相対的な周辺景観、周囲の環境条件及び敷地の条件等を慎重に考慮した上で、良好な景観形成に支障がないと判断される場合にはこの限りではない。 (城下町地区重点推進区域を除く)
工作物	素材	● 反射性のある素材、材料を使用しない。 ※ただし、寺社仏閣に使用されるものについてはこの限りではない。
	色彩	● 工作物を設置する場合は、周辺景観と調和する色彩とし、支持柱はマンセル値5YR2/1または近似色とする。
	自動販売機	● 自動販売機を設置する場合は、周辺景観と調和する色彩、配置とする。

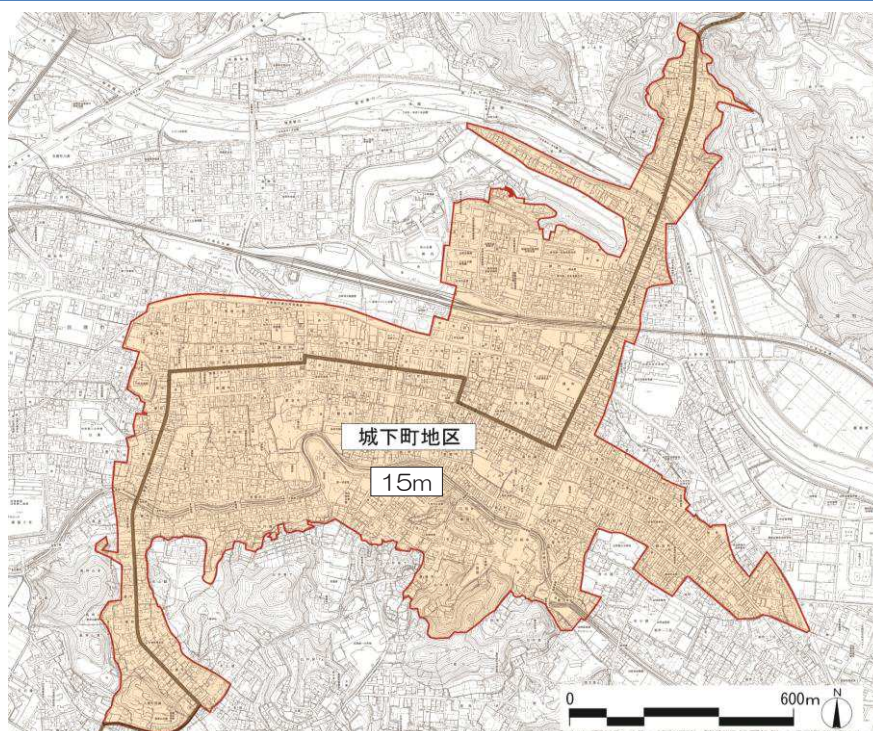


図 25 城下町地区の区分図

5) 新白河駅周辺地区

項目		景観形成基準
建築物	高さ	建築物の高さは、南湖公園（千世の堤）を視点場とした那須連峰への眺望を保全するため以下のとおりとする。
		<ul style="list-style-type: none"> 【転坂地区】 ● 15mを超えない高さとする。 【高山地区】 ● 20mを超えない高さとする。 【国道289号西地区】 ● 40mを超えない高さとする。 【新白河駅前地区】 ● 45mを超えない高さとする。

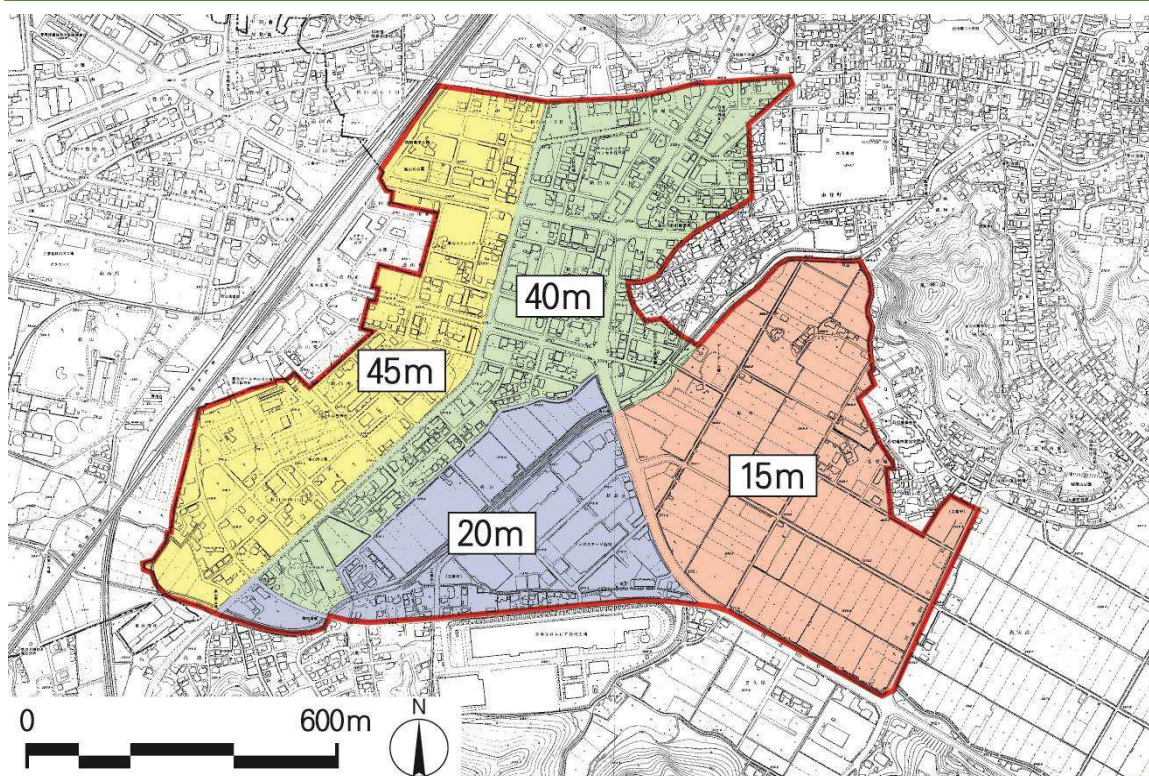


図 26 新白河駅周辺地区の区分図